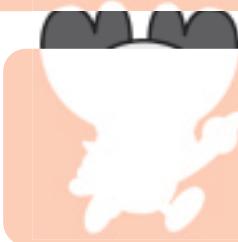


2026年

くらしの賠償責任共済 オプションパンフレット

全教共済

*1 団体総合生活保険



全教共済
キャラクター
モルン

ご家族まとめて、掛金は月々200円
個人賠償責任補償は国内無制限(示談代行付)です

掛金には個人賠償責任保険料と運営事務費10円が含まれています。

掛金の払込方法は各共済会によって異なります。くわしくは各共済会へお問い合わせください。

● ● ● 契約更新 ● ● ●

くらしの賠償責任共済は、お申し出がない限り自動更新です。
内容変更(オプションの変更・削除・追加、くらしの賠償責任共済の解約)がある場合は、お送りしております「加入依頼書」へ記入のうえ下記の申込締切までにご提出ください。
本パンフレットに記載の内容にて更新される方は提出不要です。

● ● ● 団体割引 ● ● ●

団体割引30%
過去の損害率による割増率5%
※損害率の悪化により今年度の損害率による割増率が増加しています。
※(B)団体長期障害所得補償(GLTD)は、団体割引の適用のみで、割増率は適用されません。

● ● ● オプション加入 ● ● ●

くらしの賠償責任共済に加入されている方は、以下のオプションを追加で付帯することができます。
本パンフレットで補償内容と重要事項説明書をよくお読みいただき、お送りしております「加入依頼書」でお申込ください。

募集：年1回(くらしの賠償責任共済の契約更新時のみ)

共済期間：新規で加入される人…2026年4月1日前0時から2027年4月1日午後4時まで。
更新される人…2026年4月1日前0時から2027年4月1日午後4時まで。

申込方法：先にお送りしております「加入依頼書」に必要事項をご記入の上、共済会へご返送ください。

※お申込の際には、本パンフレットの「重要事項説明書」を必ずご確認ください。

※家族が加入できるオプションのお申込は、別途「加入依頼書」の請求が必要です。共済会へご連絡いただき、期日までにお申込ください。

加入できる人：オプションにより異なります。詳しくは、2ページの **オプションの加入と補償の範囲** をご確認ください。

● ● ● オプションの種類 ● ● ●

(A)がん補償…3ページ

(B)団体長期障害所得補償(GLTD)…5ページ

(C)携行品補償…6ページ

(D)弁護士費用等補償…6ページ

(Y)交通傷害プラン…7ページ

※下記(Y):住宅内生活用動産補償、(C):借家人賠償責任補償、(D):救援者費用等補償、を付帯するには、(Y):交通傷害プランの付帯が必要です。

(YA)住宅内生活用動産補償

(YC)借家人賠償責任補償

(YD)救援者費用等補償

● ● ● 申込締切 ● ● ●

2026年2月10日

※契約更新時の内容変更、オプションの新規加入のいずれも

この保険は、全教共済を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全教共済が有します。

「くらしの賠償責任共済」は全教共済が扱う東京海上日動火災保険株式会社の団体保険です。

この文書は団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点等がある場合には共済会、代理店までお問い合わせください。

取扱代理店：(一社)ほんりゅう tel.03-5211-0634

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第二部文教公務室 tel.03-3515-4133

事故発生時の連絡先 事故受付センター(東京海上日動安心110番)

24時間 365日 0120-720-110

※IP電話・海外からは 03-5977-6701(フリーダイヤルではありません)

《お問い合わせ先》代理店 ほんりゅう

平日10時～17時 03-5211-0634

または各共済会までお問い合わせください。

※今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点については9ページをご確認ください。

加入資格と補償内容など

加入できる人	国公私立学校(園)に勤務する教職員およびその退職者で各共済会が加入を認めた方	補償内容	国内 無制限、示談代行付き※ 国外 1億円 ※訴訟が国外の裁判所で提起された場合を除く
加入申込と共済期間	加入は毎月15日締切 共済期間は翌月1日前0時～2027年4月1日午後4時まで	補償の対象となる方 ^{*1}	本人・配偶者 ^{*2} ・同居の親族 ^{*3} と別居の未婚 ^{*4} の子

●ご注意

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

オプションの加入と補償の範囲

被保険者本人 ^{*5} として加入できる人	Ⓐがん補償	Ⓑ交通傷害プラン	その他の補償 (ⒷGLTD ^{*6} を除く)
教職員本人および退職者	○	○	○
配偶者 ^{*2} 、子ども（別居の未婚 ^{*4} の子を含む）	○	○	○
同居の親族 ^{*3}	○	×	×

補償の型	保険の対象となる人	補償タイプ
本人型補償	被保険者本人 ^{*5}	Ⓐがん補償、Ⓑ団体長期障害所得補償（GLTD） ^{*6} 、 ⓫借家人賠償責任補償
家族型補償	①：被保険者本人 ^{*5} ②：①の配偶者 ^{*2} ③：①または②の同居の親族 ^{*3} ④：①または②の別居の未婚 ^{*4} の子	⑦暮らしの賠償責任共済、⑧携行品補償、⑨弁護士費用等補償、 ⑩交通傷害プラン、⑪住宅内生活用動産補償、 ⑫救援者費用等補償

*1.補償の対象となる方:本人・配偶者・同居の親族と別居の未婚の子

*2.配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りまします。婚約とは異なります。)

①婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*3.親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。(配偶者を含みません。)

*4.未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5.「被保険者本人」として加入いただける方の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に、共済の対象となる方ご本人として記載された方

*6.GLTDの加入は教職員のみ

●ご注意

- 保険の対象となる方の統柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 賠償責任に関する補償において、被保険者本人が未成年者または上表の保険の対象となる人が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

オプション加入の例

●離れて暮らす学生のお子さんがいらっしゃる方に ⓫借家人賠償責任補償の加入がおすすめ！

被保険者	加入オプション	月額掛金	合計月額掛金		被保険者	加入オプション	月額掛金	合計月額掛金
教職員本人および退職者	⑦暮らしの賠償責任共済	200円 ^{*7}		440円	教職員本人および退職者	⑦暮らしの賠償責任共済	200円 ^{*7}	
子ども（別居の未婚の子を含む）	⑧交通傷害プラン ⑫借家人賠償責任補償	30円 210円			⑨弁護士費用等補償	170円		370円

*7.掛金には個人賠償責任保険料と制度運営費10円が含まれています。

- ◆補償内容の詳細は各オプションの説明(3~7ページ)をご確認ください。
各オプションの加入依頼書記入方法は別紙記入例をご参照ください。

タイプA がん補償

もしものリスクに備えて安心。再発・転移しても補償対象になります。

補償額	がん診断一時金100万円
補償内容	<p>がんと診断確定^{*1}されたときに、入院の有無にかかわらず保険金（一時金）をお支払いします。</p> <p>*1. がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることができます。</p>
ご注意	<p>新規ご加入時は健康状態告知が必要となり、項目に該当する方はご加入いただけません。</p> <p>詳しくは4ページの「健康状態告知書」をご確認ください。</p> <p>※初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。</p>

月額掛金 【保険期間:1年間、団体割引:30%、過去の損害率による割増率:5%】

年齢	保険料	年齢	保険料	年齢	保険料
5～9歳	60円	30～34歳	330円	60～64歳	3,090円
		35～39歳	620円	65～69歳	4,140円
10～14歳	100円	40～44歳	860円	70～74歳	6,010円
15～19歳	70円	45～49歳	1,200円	75～79歳	6,770円
20～24歳	40円	50～54歳	1,490円	80～84歳	8,240円
25～29歳	180円	55～59歳	1,990円	85～89歳	9,420円

※加入口数は1口のみです。

※被保険者は満5歳以上、満89歳以下に限ります。

保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）によって異なります。

※保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

- リスクに備えて …がん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。
- 初期のがんでも …「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。
- 再発・転移しても …がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでの支払回数にかかわらずお支払いします。（ただし支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。）

タイプA がん補償

「健康状態告知書」の見本

健康状態告知書

団体長期障害所得補償に加入ご希望の方

質問 1

●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

なし

質問 2

●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことありますか。

なし

質問 3

告知日(ご記入日)より過去2年以内に

●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」と医師に診断されたことがありますか。

●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」のため、医師から検査(注)・治療(服薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。

お引受けできます。
次頁の加入依頼書の
「告知回答欄」にご署名ください。

あり

あり

1つ以上あり

お引受けできません。

回答記入欄ア～エに○がついている場合(特定疾病等不担保特約が付帯されている場合)、補償対象外となる病気・症状※1は各区分ごとに下表のとおりです。

特定疾病等不担保特約がセットされている場合に補償対象外となる病気・症状※1

ア 脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈*、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ 白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)
ウ 脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ 子宮筋腫、前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん

*1 生理医が上記の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますので、ご注意ください。

*2 心房細動は補償の対象となります。

がん補償に加入ご希望の方

質問 1 今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん 悪性新生物、癌、悪性しゆよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫

上皮内がん 上皮内新生物、上皮内癌、C I S、C I N 3、子宮頸部の高度異形成

あり

申し訳ございませんが、
お引受けできません。

なし

質問 2

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

- ・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)・胸部エックス線検査
- ・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診
- ・便潜血検査・しゆようマーカー(C E A・A F P・CA19-9・PSA等)・C T検査
- ・M R I 検査・P E T 検査・肝炎ウイルス検査(H B s 抗原・H C V 抗体)
- ・腹部超音波検査・その他のがん検査

②医師の診察の結果、別表の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

お引受けできます。
次頁の加入依頼書の
「告知回答欄」にご署名ください。

別表	(がん補償)お引受けできない病気や所見・症状
病気や所見	ポリープ・しゆよう等 しゆよう※1、結節※1、腫瘍※1(しゆりゅう)、G I S T (ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポーシス)※2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気 肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、N A S H (非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気 C O P D (慢性閉塞性肺疾患)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気 慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他 B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状※3	しごり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

※1 「がん」、「上皮内がん」または「異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。

※2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。

※3 「がん」、「上皮内がん」、もしくは「異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

タイプB 団体長期障害所得補償(GLTD)

働けなくなった時の生活を守る

補償額 (支払基礎所得額)	月額5万円／1口あたり(最大4口20万円まで) ※支払基礎所得額は、平均月間所得額*1の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。 ※平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
てん補期間*2	満65歳の誕生日まで(ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、65歳満了または3年間のいずれか長い方。)
補償内容	<p>病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間(保険金をお支払いしない期間820日)を超えた場合に、最長満65歳の誕生日までの長期間にわたり保険金をお支払いします。</p> <p>免責期間:820日間(傷病休暇期間3か月+公的補償による給付等2年)とします。</p> <p>タイプB(団体長期障害所得補償(GLTD))には以下の特約がセットされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症・メンタル疾患補償特約 精神障害による就業障害について保険金をお支払いします(最長2年間)。ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。 ●天災危険補償特約 地震もしくは噴火またはこれらによる津波のいずれかによって被った身体障害による就業障害について、保険金をお支払いします。 ●妊娠に伴う身体障害補償特約 女性に付帯されている特約で、妊娠、出産、早産、または流産によって生じた身体障害による就業障害について保険金をお支払いします。ただし、通常の出産等は該当しません。
ご注意	<p>※就業障害とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として生じる「被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない」状態をいいます。(被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。)</p> <p>※退職した場合は、団体長期障害所得補償(タイプB)は解約手続きとなります。</p> <p>※退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払い条件を満たす限り、保険金をお受取いただけます。</p> <p>※新規加入時は健康状態告知が必要となり、項目に該当する方はご加入いただけません。詳しくは4ページの「健康状態告知書」をご確認ください。</p>

*1.直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*3の平均月額をいいます。

*2.保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*3.「業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得、雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをおきます。

月額掛金 (1口あたり)

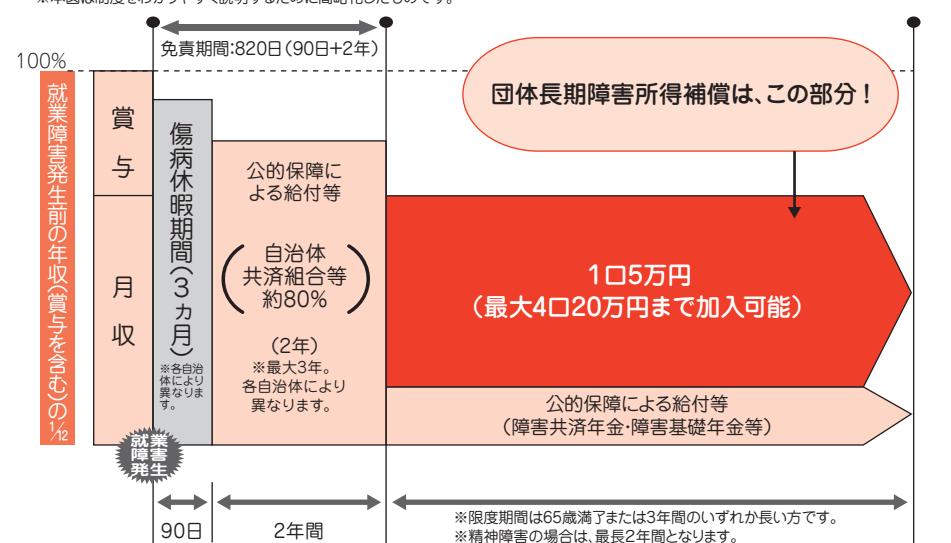
[保険期間:1年間、団体割引30%]

年齢	保険料	
	男性	女性
15~24歳	240円	170円
25~29歳	260円	230円
30~34歳	280円	310円
35~39歳	350円	450円
40~44歳	530円	720円
45~49歳	770円	1,040円
50~54歳	1,080円	1,350円
55~59歳	1,120円	1,210円
60~64歳	1,350円	1,270円

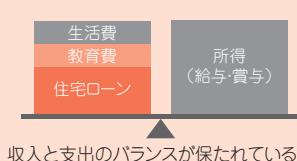
※加入は4/1時点で満64歳以下の教職員に限ります。保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。

【補償のイメージ】 保険金お支払開始

※本図は制度をわかりやすく説明するために簡略化したものです。



例えばこんなとき…



病気やケガで長期間働けなくなった



所得が減少したのに
通常の支出に加えて
医療費も…



※生命共済や医療共済、傷害共済などでは、万一の死亡・入院・通院などは補償されます。が、働けない期間のくらべためのお金は補償されません。

タイプC 携行品補償 ご自身のモノを住宅外で壊してしまっても安心!

補償額	国内外 30万円 限度 (免責金額 5,000円)
補償内容	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
ご注意	自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や、設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

月額掛金 【保険期間:1年間、団体割引:30%、過去の損害率による割増率:5%】

年齢	掛金
一律	190円

※加入口数は1口のみです。

●保険金をお支払いする主な場合(一例)



旅行中に誤ってカメラを落として壊してしまった。



外出中にハンドバッグをひったくられた。

タイプD 弁護士費用等補償(人格権侵害等) 被害事故に備えて

補償額	一つの原因事故につき 最高 300万円
補償内容	国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢 ^{*1} ・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ ^{*2} 等により精神的苦痛を被った場合 ^{*3} に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

月額掛金 【保険期間:1年間、団体割引:30%、過去の損害率による割増率:5%】

年齢	掛金
一律	170円

※加入口数は1口のみです。

●保険金をお支払いする主な場合(一例)



自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないでの、損害賠償請求したい。

電車内で痴漢^{*1}され、怖くて電車に乗れなくなつたため、相手に損害賠償請求したい。

子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

*1.痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2.職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3.警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

タイプ Y

交通傷害プラン 交通事故によるケガまたは熱中症による死亡や後遺障害に備えて

補償額	死亡50万円 後遺障害 最高50万円
補償内容	<p>国内外の交通事故等によるケガまたは熱中症による死亡・後遺障害の補償。事故の日よりその日を含めて180日以内に死亡された場合に死亡保険金が支払われます。また、事故の日よりその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて保険金が支払われます。</p> <p>※後遺障害保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>

タイプ YA

住宅内生活用動産補償 所有物の住宅内での破損に

補償額	国内のみ100万円限度(免責5,000円)
補償内容	日本国内で、自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
ご注意	<p>※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。</p> <p>※子どもの就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象になります。</p>

タイプ YC

借家人賠償責任補償 賃貸住宅の方に!

補償額	国内のみ1,000万円限度
補償内容	日本国内で、借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。
保険金をお支払いする主な場合(一例)	<ul style="list-style-type: none"> ・失火により借家を焼失させてしまった ・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた

タイプ YD

救援者費用等補償 レジャー中の事故に備えて

補償額	国内外500万円限度
補償内容	日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等に、これらによって生じた捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等に対して、保険金をお支払いします。
保険金をお支払いする主な場合(一例)	<ul style="list-style-type: none"> ・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。 ・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。

月額掛金 【保険期間:1年間、団体割引:30%、過去の損害率による割増率:5%】

年齢	タイプ	掛金
一律	※Y交通傷害プラン	30円
	YA住宅内生活用動産補償	660円
	YC借家人賠償責任補償	210円
	YD救援者費用等補償	80円

※加入口数は1口のみです。

※「YA住宅内生活用動産補償」、「YC借家人賠償責任補償」、「YD救援者費用等補償」の加入には「Y交通傷害プラン」の加入が必要になります。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

東京海上日動のサービス

携帯電話・IP電話からもご利用いただけます。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますので、ご了承ください。※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

②くらしの賠償責任共済に自動付帯！

メディカルアシスト 0120-708-110 <24時間365日>

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間・休日の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

- 緊急医療相談
- 医療機関案内
- 予約制専門医相談（予約受付は24時間365日、事前予約が必要です）
- がん専用相談窓口
- 転院・患者移送手配（実際の転院・移送費用はお客様にご負担いただきます）

デイリーサポート 0120-285-110 <下記時間 ※土日祝日、年末年始を除く>

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

【法律相談/社会保険に関する相談】10:00～18:00 【税務相談】14:00～16:00 【暮らしの情報提供】10:00～16:00

介護アシスト 0120-428-834 <9:00～17:00>（電話介護相談、各種サービス優待紹介）

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

- インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」 ホームページアドレス：www.kaigonw.ne.jp
- 電話介護相談
- 各種サービス優待紹介（家事代行、食事宅配等）*1

*1.本サービスは、サービス対象者（[ご注意ください](#)をご参照ください）に限りご利用いただけます。サービスのご利用にかかる費用はお客様にご負担いただきます。お住いの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

③団体長期障害所得補償(GLTD)加入者に自動付帯！

メンタルヘルスサポート 0120-783-503 <9:00～21:00 ※日祝日を除く>

《メンタルヘルス電話相談》職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。

④弁護士費用等補償（人格権侵害等）加入者に自動付帯！

※保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス
痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

0120-300-575 <10:00～18:00>
0120-106-670 <7:30～9:30 / 17:00～22:00>
※いずれも土日祝日、年末年始を除く

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にて相談いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめいたします。

ご注意ください（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
 - ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*2・ご親族*3の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
 - ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *2.婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *3.6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

団体総合生活保険 商品改定のご案内

改定項目	概要	対象オプション
「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。	Ⓐがん補償
参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。	Ⓑ交通事故プラン
熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。	Ⓑ交通事故プラン
「弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）」等の約款改定	<p>①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。</p> <p>②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。</p> <p>＜対象特約＞ 弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）、トラブル対策費用補償特約</p>	Ⓓ弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものであります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

東京海上日動 団体総合生活保険 補償の概要等

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、お問い合わせ先）までご連絡ください。

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
②個人賠償責任補償特約（くらしの賠償責任共済）	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除く）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1. 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*2. 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、收用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1. 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2. 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3. 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4. 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5. ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

【Ⓐがん補償】

保険の対象となる方ががん^{*1}と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

●ご注意

- ・この補償については、死亡に対する補償はありません。
- ・がん^{*1}と診断確定されたときに、がん^{*1}以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん^{*1}の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1. 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることができます。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」「CD.10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類・腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類・腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合^{*2}で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときは、その疾病を補償対象に含みます。

*2. 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

※初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかからず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
(A) がん 補償 基本 特約	がん 診断 保 険 金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合
		<ul style="list-style-type: none"> ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

告知の大切さに関するご案内

Ⓐがん補償、Ⓑ団体長期障害所得補償（GLTD）に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容を追加される場合^{*1}には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

●ご注意

- ・告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身^{*2}がありのままにご記入ください。
- ・告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないこと^{*3}があります。
- ・過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。
- ・保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

●告知いただく内容例

- ①入院または手術の有無（予定を含む）
- ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含む）
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

●告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- ・新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- ・告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ・Ⓑ団体長期障害所得補償（GLTD）については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

- *1. 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。
- *2. ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
- *3. 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

以下のケースも告知が必要です

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つかなかった。

(B)団体長期障害所得補償(GLTD^{*1})定額型

保険期間：1年

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

●ご注意

- この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1,GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
◎ 団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間^{*1}を超えた場合 ▶就業障害期間^{*2} 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px;"> $\text{支払保険金} = \text{支払基礎所得額}^{\ast 3} \times \text{所得喪失率}^{\ast 4} \times \text{約定給付率}(100\%)$ </div> <p>ただし、支払基礎所得額^{*3}が保険の対象となる方の平均月間所得額^{*5}を超える場合には、平均月間所得額^{*5}を支払基礎所得額^{*3}としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>*1. 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2. 「てん補期間^{*6}内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。） *3. 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4. 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px;"> $\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間}^{\ast 1} \text{が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額}^{\ast 7}}{\text{免責期間}^{\ast 1} \text{が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得}^{\ast 8} \text{の額}}$ </div> <p>ただし、所得^{*8}の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5. 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得^{*8}の平均月額をいいます。 *6. 同一の病気やケガによる就業障害^{*9}に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間^{*1}終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 *7. 免責期間^{*1}開始以降に業務に復帰して得た所得^{*8}の額をいい、免責期間^{*1}の終了した月から1か月単位で計算します。 *8. 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9. 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 •無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 •妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払いの対象になります。） •妊娠または出産による就業障害 •麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 •保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間^{*1}を限度にお支払いの対象になります。） •むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 •発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 •この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害^{*2*3} 等</p> <p>*1. 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかるわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 *2. 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 *3. 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいたいた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。（就業障害の定義=定義 E）

免責期間 ^{*1} 中・てん補期間 ^{*2} 開始後
<p>病気やケガにより、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたかなる業務にも全く従事できない状態^{*3}</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること</p> <p>*1. 免責期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。 *2. てん補期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*6」をご確認ください。 *3. 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業、テレワーク等）も全くできない状態です。</p>

【C 携行品特約】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
(C) 携行品特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>●以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡 手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失^{*1}に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含まない）で生じた事故による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1. 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【D 弁護士費用等補償特約】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
(D) 弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	<p>国内における以下のような事由により、保険金の受取人^{*1}が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除く）によって被つた身体の障害^{*2}または財物の損壊等^{*3}について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合</p> <p>■不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた^{*4}ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた^{*4}ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>▶1つの原因事故^{*5}について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします^{*6}。</p> <p>※弁護士等^{*7}への委任や弁護士等^{*8}への法律相談および弁護士等^{*8}への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1. 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者^{*9}、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2. 病気またはケガをいいます。 *3. 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4. 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5. 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6. 弁護士等^{*7}への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7. 弁護士または司法書士をいいます。 *8. 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります）。 ①婚姻意思^{*10}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10. 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為^{*1}、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくははいつ出により生じた身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・財物の假疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等^{*3} ・労働災害により生じた身体の障害^{*2}または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害^{*2} ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害^{*2}または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者^{*4}の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害^{*2}または財物の損壊等^{*3} ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者^{*5}、父母もしくはお子様が賠償義務者^{*4}である場合 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1. 保険金のお支払対象となる原因事故^{*6}による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることができます。 *2. 病気またはケガをいいます。 *3. 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4. 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります）。 ①婚姻意思^{*7}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6. 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7. 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

【Y】交通傷害プラン

国内外での「交通事故等^{*1}」により、保険の対象となる方がケガ^{*2*3}をした場合に保険金をお支払いします。

*1. 交通事故等とは以下のものをいいます。■運行中の交通乗用具^{*4}との衝突、接触等の交通事故

■運行中の交通乗用具^{*4}に搭乗している間の事故 ■乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故

■作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故

■交通乗用具^{*4}の火災による事故 等

*2. ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*3. *2にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*4. 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

●ご注意

・保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約+交通事故傷害危険のみ補償特約	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・ 職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間にその作業によるケガ ・ 職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間にその作業によるケガ ・ 極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間に生じたケガ
	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。 ※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	等

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
Y 住宅内生活用動産特約	<p>国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）に所在し、保険の対象となる方が所有する家財^{*1}に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について 5,000 円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度（乗車券、通貨等は合計 5 万円、貴金属、宝石、美術品等は 1 個または 1 組あたり 30 万円を限度）とします。</p> <p>また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1. 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の対象となる方の単身赴任先 ・ 保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 <p>○以下のものは補償の対象なりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイル Wi-Fi ルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・ 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・ 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・ 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・ 電気的または機械的事故に起因する損害 ・ 保険の対象の置き忘れまたは紛失^{*1}に起因する損害 ・ 詐欺または横領に起因する損害 ・ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・ 保険の対象となる方の居住する住宅外（敷地を含みます。）で生じた事故による損害 <p>*1. 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
YC 借家人賠償責任補償特約	<p>国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も補償します。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害*1 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1. 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用については、補償の対象となります。</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
YD 救援者費用等補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になつた、または保険の対象となる方が遭難した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外來の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または、緊急の捜索・救助活動を要する状態になつたことが公的機関により確認された場合</p> <p>■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 <p style="text-align: right;">等</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書[契約概要・注意喚起情報のご説明]

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

- 個人賠償責任補償特約
- 借家人賠償責任補償特約
- 住宅内生活用動産特約
- 携行品特約
- 救援者費用等補償特約
- 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

*1.団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2.1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額^{*1}は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。団体長期障害所得補償、がん補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額^{*1}の増額等はできません。

[団体長期障害所得補償]

保険金額^{*1}は、平均月間所得額^{*2}以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額^{*2}を上回っている場合には、その上回る部分については保険金

をお支払いできませんので、ご注意ください。)

- *1.団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額^{*3}×約定給付率とします。
- *2.直前12か月における保険の対象となる方の所得^{*4}の平均月額をいいます。
- *3.保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。
- *4.「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

*保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2)保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなつた場合
- ④ご加入者の加入部分^{*1}に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等
- *保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分^{*1}について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分^{*1}を解除する必要がありますのでご注意ください。
- *団体長期障害所得補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください



(金融庁ホームページ)

い。

- *1.ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いきりことがあります。

*告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

項目名	基本補償 ・特約	⑦交通傷害プラン	★:告知事項				
			④がん補償	⑤団体長期障害所得補償	⑥個人賠償責任 ⑦携行品 ⑧弁護士費用等 ⑨住宅内生活用動産 ⑩借家人賠償責任 ⑪救援者費用等	⑫	⑬
生年月日	—	—	★	—	—	—	—
性別	—	—	★	—	—	—	—
健康状態告知*1	—	—	★	—	—	—	—

*すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

- *1.新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *2.この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

[団体長期障害所得補償・がん補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合は介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*3、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

*3.婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。

a.婚姻意思*4を有すること

b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*4.戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行なっています。

過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載しております。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*5から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することができます*6。

●責任開始日*5から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することができます。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*7(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることができます)。

*5.ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*6.更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

*7.更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていた場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただけます。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていた場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合^{*1}は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1.家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください)。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額^{*1}がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1.直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日よりも前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなつた場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいたりから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

* ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することができます。返

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額^{*1}がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1.直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日よりも前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなつた場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいたりから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

* ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することができます。返

還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1.解約日以降に請求することができます。

*2.始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・団体長期障害所得補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できることがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

団体長期障害所得補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

団体長期障害所得補償、がん補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することができます。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできることがあります。

*1.団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な

点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受け会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しく述べては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
団体長期障害所得補償、がん補償		原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことからが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(団体長期障害所得補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
*1.法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があつたことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失效により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 保険金請求権には時效(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）ご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(指定紛争解決機関)



東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

 0570-022808

<通話料有料>

IP電話からは【03-4332-5241】をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

事故受付センター

(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：24時間365日

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険期間
- 保険の対象となる方

- 保険金額*1、免責金額(自己負担額)
- 保険料・保険料払込方法

*1.団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2.加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項

確認事項	(①)がん補償	(②)団体長期障害所得補償	(③)交通傷害プラン	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただけていますか?	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	—
<input type="checkbox"/> 支払基礎所得額×約定給付率は、平均月間所得額*1 以下となっていますか? (平均月間所得額*1 を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*1 がご加入時の額より減少した場合には、支払基礎所得額×約定給付率の見直しを行ってください。) なお、支払基礎所得額×約定給付率の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1.「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	<input type="radio"/>	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただけていますか?	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただけていますか?	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

3.重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1.例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

<2026年4月1日以降始期契約用>

この保険は、全日本教職員組合共済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本教職員組合共済会が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切までにご加入の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

全日本教職員組合共済会

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館2階 TEL.03-5211-0140 FAX.03-5211-1771